

事務所通信

9月の事務所通信を更新しました 2019年8月19日

柳田税経事務所では、毎月経営者の方へ経営にお役立て頂けるNEWSを配信しております。
9月号の内容は下記の通りです。
事務所通信をご希望の方は、どなたでもお送りしております。
お気軽に**お問い合わせ**ください。

事務所通信 2019年9月号の内容

【今月のことば】

成功は窮苦の間に芽生えており
失敗は得意満面の間に宿る

越後 正一（元伊藤忠商事社長）

【消費税】

経理担当者必見!9月末までに準備すべき経理事務

消費税率の引上げに伴い、10月1日以後は取引や請求事務において、新旧の消費税率が混在します。9月末までの売上・仕入は同月内に集計・処理するなど、10月以後の事務に混乱が生じないように準備しておきましょう。

【消費税】

10月からの領収書の発行・受領の際の注意点

10月1日からの軽減税率の実施に伴い、小売業や飲食店業が顧客に発行するレシート・領収書について、現行の様式に記載事項を追加する必要があります。市販や自家製の「手書きの領収書」を発行する場合には、記載事項の記載もれに注意しましょう。また、領収書を受け取る際にも、記載もれがないかの確認が必要です。

【経営】

経営の差別化に力を入れよ!

前月号から引き続き、競争条件の不利な会社が実行すべき「弱者の戦略」を説明します。
今月号では、大企業とは異なる中小企業の差別化戦略について解説します。

【コラム】

面倒な行政手続きをネットで一度に!?

行政との面倒な手続きを「一度にインターネットで済ませられないのか?」と思ったことはありませんか。
そんな不満が解消されそうです。

詳しくは冊子をご用意しております。

[お問合せフォーム](#)より必要事項をご記入のうえ、送信してください。

栃木県小山市の税理士「柳田税経事務所」

TEL 0285-23-2233 FAX 0285-23-5222